

## 鉱業物件、農業物件及び建設業物件に固有の事項に関する可動物件の国際担保権に関する条約の議定書

この議定書の締約国は、

「可動物件の国際担保権に関する条約」（以下「条約」という。）の前文に記載された目的に照らし、一意に特定可能かつ高価な可動物件の金融及びリースを促進することに係る条約の著しい便益を考え、

鉱業物件、農業物件及び建設業物件が、世界経済において果たす重要な役割を認識し、

条約を鉱業物件、農業物件及び建設業物件に拡張することの便益を意識し、

鉱業物件、農業物件及び建設業物件分野並びにその金融に特有の要請を満たすように条約を適合する必要性に留意し、

条約を拡張することが認められる鉱業物件、農業物件及び建設業物件の種類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約によって規律される世界税関機構の商品の名称及び分類についての統一システムにより決定できることに注目し、

鉱業物件、農業物件及び建設業物件に関して以下の規定に合意した。

### 第 I 章

#### 適用範囲及び一般規定

##### 第 I 条 - 定義

1. この議定書において使用される用語は、文脈上異なる解釈が必要となる場合を除き、条約に定められた意味を持つ。

2. この議定書において、次に掲げる用語は各号に定める意味を持つ。

(a)「農業物件」とは、この議定書の附属書 2 に列挙された統一システム番号に該当する物件をいい、すべての搭載、組込、又は装備済みの附属品、構成部分及び部品であって当該附属書に列挙された別の統一システム番号に該当しないもの並びにそれらに関するすべてのデータ、マニュアル及び記録を含む。

(b)「建設業物件」とは、この議定書の附属書 3 に列挙された統一システム番号に該当する物件をいい、すべての搭載、組込、又は装備済みの附属品、構成部分及び部品であって当該附属書に列挙された別の統一システム番号に該当しないもの並びにそれらに関するすべてのデータ、マニュアル及び記録を含む。

(c)「締約国提案」とは、二以上の締約国によってされる附属書の修正のための提案をいう。

(d)「ディーラー」とは、物件を通常の営業の範囲において、売却し又はリースする者（製造業者を含む。）をいう。

(e)「寄託者提案」とは、統一システムの改訂によって影響を受けた附属書の統一システム番号に関し、かつ附属書の当該番号に対する補正の提案を含む寄託者からの第 XXXV 条第 2 項に基

づく通知をいう。

(f)「物件」とは、鉱業物件、農業物件又は建設業物件をいう。

(g)「保証契約」とは、ある者が保証人として締結する契約をいう。

(h)「保証人」とは、担保契約により、又は契約に基づき担保された債務について、その債権者のために履行を確保する目的で、保証契約、請求払い保証、スタンドバイ信用状又は他の形式の信用保険を与え、又は発行する者をいう。

(i)「統一システム」とは、1986年6月24日の改正議定書により改正された商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に基づいて定められる商品の名称及び分類についての統一システムをいう。

(j)「統一システムの改訂」とは、統一システム番号に対する改訂で、(関税協力理事会として設立された)世界税関機構によって、その手続に従い承認されたものをいう。

(k)「不動産に附属した物件」とは、物件のうち、不動産が所在する国の法に基づき、不動産上の利益が物件に及ぶまで不動産に附属したものをいう。

(l)「実行期間」とは、

(i) 第XXXV条の適用上、第XXXV条第6項に基づいて寄託者が締約国に対して通知を送付した日から同項に定められた補正が効力を生ずる日までの間の当初の期間をいう。

(ii) 第XXXVI条の適用上、第XXXV条第8項に基づいて寄託者が締約国に対して通知を送付した日から同項に定められた修正が効力を生ずる日までの間の当初の期間をいう。

(m)「倒産関連事由」とは、次の各号のいずれかをいう。

(i)倒産手続の開始

(ii)債務者に対する倒産手続を提起する債務者の権利又は条約に基づく救済を行使する債権者の権利が、法又は公権力により妨げられ、又は停止される場合における、債務者による支払停止の意思の表明又は現実の支払停止

(n)「在庫」とは、ディーラーが、通常の営業の範囲において売却し又はリースする目的で保有する物件をいう。

(o)「鉱業物件」とは、この議定書の附属書1に列举された統一システム番号に該当する物件をいい、すべての搭載、組込、又は装備済みの付属品、構成部分及び部品であって当該附属書に列举された別の統一システム番号に該当しないもの並びにそれらに関するすべてのデータ、マニュアル及び記録を含む。

(p)「新たな締約国」とは、寄託者が締約国に寄託者提案又は締約国提案の通知を送付した日の後に締約国となった国をいう。

(q)「主たる倒産管轄国」とは、債務者の主要な利益の中心が存在する締約国をいう。この場合、債務者の法令上の所在地、これがないときは債務者が設立又は組織された地がこれに当たるとみなす。ただし、別段の事実が立証されたときはこの限りでない。

## 第II条 - 物件に関する条約の適用

1. 条約は、鉱業物件、農業物件及び建設業物件との関係において、その物件のいかなる意図された又は実際の使用方法にかかわらず、この議定書並びに附属書 1、2 及び 3 に定められたとおりに適用する。
2. 締約国は、この議定書の批准、受諾、承認又は加入の時に、この議定書の適用を一又は二の附属書に定められた物件の全体に限定することを宣言することができる。
3. この議定書は、航空機に固有の事項に関する可動物件の国際担保権に関する条約の議定書における「航空機物件」、鉄道車両に固有の事項に関する可動物件の国際担保権に関する条約のルクセンブルク議定書の「鉄道車両」、宇宙資産に固有の事項に関する可動物件の国際担保権に関する条約の議定書における「宇宙資産」の定義に該当する物件には適用しない。
4. 条約及びこの議定書は、鉱業物件、農業物件及び建設業物件に適用される可動物件の国際担保権に関する条約と呼ぶ。

### 第 III 条 - 特約

当事者は、書面で合意することにより、第 X 条の適用を排除でき、かつ当事者間においては、この議定書の規定（第 VIII 条第 2 項ないし第 4 項を除く。）の効果を制限又は変更することができる。

### 第 IV 条 - 他人に代わる権限

物件との関係において、契約を締結し、条約第 16 条第 3 項に定義されている登録を行い、又は条約に基づく権利及び利益の主張をする者は、これを代理、信託その他の他人に代わる権限に基づいてすることができる。

### 第 V 条 - 物件の特定

1. 条約第 7 条(c)号及びこの議定書第 XXI 条の適用上、物件を特定するためには、次の各号のいずれかに掲げる事項による物件の記述をもって足りるものとする。
  - (a) 品目による物件の記述
  - (b) 種類による物件の記述
  - (c) 契約が現在及び将来のすべての物件を対象とする旨の記載
  - (d) 契約が、特定の品目又は種類を除く、現在及び将来のすべての物件を対象とする旨の記載
2. 条約第 7 条の適用上、前項に基づいて特定される将来の物件に対する利益は、担保権設定者、所有権留保売主又は賃貸人が物件を処分する権限を取得した時に、何らの移転行為なくして国際担保権となる。

### 第 VI 条 - 法の選択

1. この条は、締約国が第 XXVIII 条第 1 項に基づき宣言を行った場合にのみ適用する。
2. 契約、関連する保証契約又は劣後合意の当事者は、契約上の権利及び義務の全部又は一部

を規律する法について合意することができる。

3. 別段の合意がない限り、前項において当事者が選択した法とは指定された国の国内法を指し、その国が複数の地域から成る場合は、指定された地域の域内法を指す。

## 第 VII 条 - 不動産への附属

1. 不動産に附属した物件が非締約国に所在するとき、この議定書は、不動産に附属した物件に対する国際担保権の設定の制限、消滅、不動産に附属する他の権利又は利益への劣後その他不動産に物件が附属したことによる影響について判断するその国の法に影響を与えない。

2. 締約国は、この議定書の批准、受諾、承認又は加入の時、締約国に所在する不動産に附属した物件の国際担保権との関係において、選択肢 A、B 又は C のいずれかの全部を適用する旨を宣言しなければならない。

### 選択肢 A

3. 不動産に附属した物件が不動産から分離可能である場合、不動産に物件が附属したことは、その物件の国際担保権の成立、存続、優先関係、又は実行を含むこの議定書の適用に影響を与えない。この議定書は、不動産に附属した物件で不動産から分離できないものには適用しない。

4. 不動産に附属した物件は、その物件の不動産からの物理的な切り離し後の推定価値が、その切り離し及び不動産の回復にかかる費用を上回る場合に、分離可能であるものとする。

5. 不動産に附属した物件が、不動産に附属した物件になった時又は当該物件に国際担保権が設定された時のいずれか遅い時に不動産から分離可能である場合、その物件は不動産から分離可能であると推定する。

### 選択肢 B

3. この議定書は、不動産が所在する国の法に従って個別的な法的特定性を失うときは、不動産に附属した物件の国際担保権の成立の制限、消滅、不動産に附属した物件に関する他の権利又は利益への劣後その他物件が不動産に附属したことによる影響について判断するその国の法に影響を与えない。

4. 登録された国際担保権が成立している物件が不動産に附属した物件であり、かつ、不動産が所在する国の法に従って個別的な法的特定性を失っていないときは、以下の要件を満たすときに限り、物件に及ぶ不動産上の利益は登録された国際担保権に優先する。

(a) 不動産上の利益が、国内法の要件に従って、この議定書における物件の国際担保権の登録時より前に登録された場合であり、かつ不動産上の利益の登録が継続して有効であること。

(b) 物件が、この議定書における物件の国際担保権の登録時よりも前に不動産に附属したこと。

### 選択肢 C

3. この議定書は、不動産に附属した物件の国際担保権の成立の制限、消滅、不動産に附属した物件に関する他の権利又は利益への劣後その他物件が不動産に附属したことによる影響について判断する、不動産が所在する国の法に影響を与えない。

## 第 II 章 不履行の救済及び優先権

### 第 VIII 条 - 不履行の救済規定の変更

1. 条約第 III 章に規定する救済のほか、債権者は、債務者がその時期を問わず合意する限度において、かつこの章に規定する状況の下で、物件を所在地から輸出し、かつ物理的な移送を実行することができる。
2. 債権者は、その利益に優先する登録された利益の保有者が事前に書面で同意していない限り、前項に規定する救済を行使することができないものとする。
3. 条約第 8 条第 3 項は、物件には適用されない。物件との関係において条約が与えるいかなる救済も、商取引として合理的な方法で行使しなければならない。救済が契約の規定に従って行使された場合には、その規定が明らかに非合理的である場合を除き、商取引として合理的な方法で行使されたものとみなす。
4. 担保権者が売却又はリースをすることを条約第 8 条第 4 項に規定する利害関係者に対して 14 暦日以上前に書面で通知したときは、同項に規定する「相当の期間を定めた通知」の要件を満たすものとみなされる。この規定は、担保権者及び担保権設定者又は保証人が、より長い期間を定めた事前の通知を合意することを妨げない。
5. 締約国は、適用がある安全関連法令に従うことを条件として、関連する行政当局が第 1 項に規定する救済の実行に必要な限度ですみやかに債権者と協力し、これを支援するようにしなければならない。
6. 締約国は、批准、受諾、承認又は加入の時に、前項の規定を適用しないことを宣言できる。
7. 裁判所の命令によることなく第 1 項に基づく物件の輸出を実行する担保権者は、実行しようとする輸出について、相当の期間を定めた書面による通知を次の各号の者に対して与えなければならない。
  - (a) 条約第 1 条(m)号(i)及び(ii)に規定する利害関係人
  - (b) 条約第 1 条(m)号(iii)に規定する利害関係人のうち、輸出に先立つ相当の期間内に自己の権利について、担保権者に対して通知した者

### 第 IX 条 - 終局の決定前の救済に関する規定の変更

1. この条は、締約国が第 XXVIII 条第 2 項に基づき宣言を行った場合にのみ、その宣言に記載された限度において適用する。
2. 条約第 13 条第 1 項の適用上、救済を受ける上で「迅速な」とは、救済の申立てが届出られた日から、申立てがされた締約国による宣言中に指定された暦日数内であることをいう。
3. 条約第 13 条第 1 項は、(d)号に続けて次の規定を付加して適用する。

「(e)その時期を問わず、債務者及び債権者が特に合意した場合は、目的物の売却及び代替物の充当」

かつ、第 43 条第 2 項は、「第 13 条第 1 項(d)号」の後に「及び(e)号」を挿入した上で適用する。

4. 前項に基づく売却により移転する債務者の所有権その他の権利は、条約第 29 条に基づき債権者の国際担保権が優先する他の権利の引き受けを伴わない。

5. 債権者は、債務者その他の利害関係人との間で、条約第 13 条第 2 項の適用を排除する旨を書面で合意することができる。

6. 第 VIII 条第 1 項の救済に関して、

(a) 救済は、債権者が締約国の行政当局に対して、条約第 13 条に列举された救済が与えられたこと、又は外国の裁判所により与えられた救済の場合は締約国の裁判所によりその効力が承認されたこと及び債権者が条約に従って救済を実行する権利を有することを通知した日から 7 暦日以内に当該行政当局によって与えられなければならない。

(b) 関係当局は、救済の実行について、適用がある安全関連法令に従ってすみやかに債権者と協力し、これを支援しなければならない。

7. 第 2 項及び第 6 項は、適用がある安全関連法令に影響を及ぼすものではない。

#### 第 X 条 - 倒産時の救済

1. この条は、主たる倒産管轄国である締約国が第 XXVIII 条第 3 項に基づき宣言を行った場合にのみ適用する。

2. この条にいう「倒産管財人」とは、個人ではなく職務上の地位におけるその者をいう。

3. 倒産関連事由が発生したときは、倒産管財人又は債務者は、第 7 項の規定に従うことを条件として、次の各号のうちいずれか早い時点で物件の占有を債権者に与えなければならない。

(a) 待機期間の最終日

(b) この条の適用がなければ、債権者が物件の占有を取得したはずの日

4. この条の適用上「待機期間」とは、主たる倒産管轄国である締約国の宣言に指定する期間をいう。

5. 第 3 項に基づき債権者に対して占有取得の機会が与えられない限り、

(a) 倒産管財人又は債務者は、契約に従って物件を保全し、並びに物件及びその価値を維持する。

(b) 債権者は、準拋法に基づき利用できる他の形式の仮救済を申し立てることができる。

6. 前項(a)号は、物件を保全し、並びに物件並びにその価値の維持を意図した取決めに基づく物件の使用を妨げない。

7. 倒産管財人又は債務者は、第 3 項に定める時まで、すべての不履行（倒産手続の開始により生じた不履行を除く。）を治癒し、かつ契約及び関連する取引文書上のすべての将来の義務を履行することに同意した場合は、物件の占有を保持することができる。この場合において、将来の義務を履行しないときは、新たな待機期間は適用されない。

8. 第 VIII 条第 1 項の救済に関して、

(a) 救済は、債権者が締約国の行政当局に対して、債権者が条約に従って当該救済を実行する権利を有することを通知した日から 7 暦日以内に、そのような当局により与えられなければならない。

(b) 関係当局は、救済の行使について、適用がある安全関連法令に従ってすみやかに債権者と協力し、これを支援しなければならない。

9. 条約又はこの議定書が認める救済の実行は、第 3 項に定める日の後は、その行使を妨げ又は遅らせてはならない。

10. 契約に基づく債務者の義務は、債権者の同意がない限り変更することはできない。

11. 前項の定めは、倒産管財人が準拠法に基づき契約を解除する権限を有する場合は、そのような権限に影響を及ぼすものとは解釈されない。

12. 条約第 39 条第 1 項に基づく宣言の対象となる種類の法定の担保物権又は利益を除くほか、いかなる権利又は利益も、登録された権利に対し、倒産手続において優先権を有しないものとする。

13. この条に基づく救済の行使には、この議定書第 VIII 条により変更された条約を適用する。

#### **第 XI 条 - 倒産手続の援助**

1. この条は、第 XXVIII 条第 1 項に基づき宣言を行った締約国においてのみ適用する。

2. 物件が所在する締約国の裁判所は、その国の法に従って、第 X 条各項の実施について可能な限り最大限の範囲で外国の裁判所及び外国の倒産管財人に協力しなければならない。

#### **第 XII 条 - 在庫に関する規定**

1. この条は、第 XXVIII 条第 4 項に基づき宣言を行った締約国にのみ適用する。

2. ディーラーが債務者である合意によって成立し又は定められた在庫に対する利益は、そのディールーがその利益が成立し又は発生した時に前項に規定する締約国に所在する場合は、国際担保権ではないものとする。

3. 条約第 29 条第 3 項(b)号及び同条第 4 項(b)号は、ディールーからの在庫の買主、所有権留保買主又はレシーが在庫に対する利益又は権利を取得した時に、そのディールーが第 1 項に規定する締約国に所在する場合、在庫の買主、所有権留保買主又はレシーに適用しない。

4. この条の適用上、ディールーはその営業所がある国、異なる国に二以上の営業所を有する場合にはその主たる営業所がある国に所在する。

#### **第 XIII 条 - 債務者規定**

1. 条約第 11 条に定める不履行がない限り、債務者は、次の各号の者に対して、契約に従って物件の平穏な占有及び利用を享受することができる。

(a) 自己の債権者、及び債務者が条約第 29 条第 4 項(b)号に基づいて、引き受けることのない

権利の保有者。ただし、債務者が別段の合意をした場合はこの限りでない。

(b) 条約第 29 条第 4 項(a)号に基づいて、債務者の権利又は利益が引き受ける権利の保有者。ただし、その保有者が同意した範囲に限る。

2. 条約又はこの議定書の規定は、準拠法に基づく債権者の契約違反に対する責任については、その契約が物件に関連するものである限り、影響を及ぼさない。

### 第 III 章

#### 物件の国際担保権に関連する登録簿規定

##### 第 XIV 条 - 監督機関及び登録機関

1. 監督機関は、その役割を果たす能力及び意思を有することを条件として、この議定書を採択した外交会議の決議に基づいて指定された国際組織である。
2. 前項に規定する国際組織が監督機関としての役割を果たす能力又は意思を有さないときは、別の監督機関を指定するために署名国及び締約国会議が招集されるものとする。
3. 監督機関並びにその役員及び職員は、国際機関として、又は他の根拠に基づき、適用を受ける諸規則が定めるところに従って、司法上又は行政上の手続からの免除を享受する。
4. 監督機関は、署名国及び締約国によって指名され、かつ必要な資格及び経験を備えた者から構成される専門家委員会を設立し、これに監督機関の職務の遂行を補佐する業務を委ねる。
5. 最初に指定される国際登録簿の登録機関は、この議定書が効力を生じた日から 5 年の期間について任命される。その後、登録機関は、5 年ごとに任命又は再任される。

##### 第 XV 条 - 当初の規則

当初の規則は、この議定書が効力を生ずる時に効力を生ずるように監督機関が作成するものとする。

##### 第 XVI 条 - 指定窓口

1. 締約国は、いつでも登録（他国の法に基づいて成立する国内法上の利益又は条約第 40 条に基づく権利若しくは利益の通知の登録を除く。）に必要な情報が国際登録簿に送信される際に經由しなければならない窓口又は經由することができる窓口として、一又は二以上の機関を指定することができる。指定窓口は、少なくとも各領域における業務時間中は運営されなければならない。
2. 前項に基づく指定においては、売買の通知についての登録に必要な情報のためにもまた指定窓口の利用を認めることができるが、その利用を義務づけてはならない。
3. 登録は、第 1 項に基づいて締約国により課された要件に従っていないという理由で無効にならない。



### 第 XVII 条 - 登録時の物件の特定

製造者の通し番号及び一意性を確保するために必要な追加的情報を含む物件の記述は、条約第 18 条第 1 項(a)号の適用上、目的物を特定する上で必要かつ十分であるものとする。規則は、製造者の通し番号の形式を明らかにし、また一意性を確保するために必要な追加的情報を定めるものとする。

### 第 XVIII 条 - 登録簿規定の追加的な変更

1. 条約第 19 条第 6 項の適用上、物件に関する検索基準は、製造者の通し番号とする。
2. 条約第 17 条第 2 項(h)号に規定する料金は、次のすべての費用を回収することができるように決定する。
  - (a) 国際登録簿の設立、運営及び管理に要する合理的な費用、並びに条約第 17 条第 2 項が定める監督機関の職務の執行、権限の行使及び義務の履行に関連する合理的な費用
  - (b) 条約第 62 条第 2 項(c)号及びこの議定書第 XXXVII 条第 2 項(c)号ないし(f)号が定める寄託者の職務の執行、権限の行使及び義務の履行に関連する合理的な費用
3. 国際登録簿の機能は集中管理され、登録機関によって二十四時間体制で運営及び管理されるものとする。
4. 登録機関は、条約第 28 条第 1 項に基づいて、発生した損失に対し、損失が関係する物件の価額を超えない金額まで責任を負う。ただし、登録機関の責任は、暦年あたり 500 万 SDR 又は監督機関が規則によって随時定める方法で計算されるこれより多い金額を超えないものとする。
5. 前項の規定は、登録機関又はその役職員の重大な過失又は意図的な非行によって発生する損失に対する登録機関の賠償責任を制限するものではない。
6. 条約第 28 条第 4 項に規定する保険又は財務上の保証の金額は、登録機関の責任の可能性を勘案して監督機関が適当と定める金額を下回らないものとする。
7. 条約の規定は、条約第 28 条に基づき登録機関が責任を負わない事態について、これを担保する保険又は財務上の保証を登録機関が入手することを妨げない。

### 第 XIX 条 - 登録抹消の規定の変更

1. 条約第 25 条は、次のとおり適用する。
  - (a) 第 1 項及び第 3 項の債務者は、第 1 項(m)号(i)及び(iii)に規定するいずれかの利害関係人と読み替える。
  - (b) 第 4 項を以下によって置き換える。

「4. 登録がされるべきではなかったとき、登録に誤りがあるとき又は前各項のいずれにも該当しないが登録を抹消するべきときは、その登録によって利益を受ける者は、不当に遅滞することなく、登録に記載されたその登録によって利益を受ける者の住所に第 1 条(m)号(i)及び

(iii)に規定するいずれかの利害関係者の書面による請求が到達し、又はその住所でこれを受領したときは、その抹消又は変更をしなければならない。」

(c)第4項に続けて、次のとおり付加する。

「5. この条第1項及び第3項に規定する権利の保有者又は第4項に規定された登録によって利益を受ける者が存在せず又は行方不明のときは、裁判所は、第1項(m)号(i)及び(iii)に規定されるいずれかの利害関係人の申立てにより、登録機関に対して登録機関が登録を抹消するように求める命令を発することができる。

6. この条第2項に規定する予定された債権者又は予定された譲受人が存在しなくなり、又は確認できないときは、裁判所は、予定された債務者又は譲渡人の申立てにより、登録機関に対して登録機関が登録を抹消するように求める命令を発することができる。」

2. 条約25条2項の適用上、同項に定める状況の下で、登録済みの予定された国際担保権又は国際担保権の登録済みの予定された譲渡を保有する者は、同項に定める請求の受領後10暦日以内に、登録の抹消を実行するためにとることができる措置をとるものとする。

#### 第XX条 - 売買の通知

規則は、物件の売買の通知を国際登録簿に登録することを承認する。この章及び条約第V章の規定は、関係する限度において、この登録に適用する。ただし、この登録及び売買の通知に関してされる検索又は発行される証明書は情報提供のためのものにすぎず、条約及びこの議定書に基づくいかなる者の権利にも影響せず、かついかなる効果も持たない。

### 第IV章

#### 裁判管轄

#### 第XXI条 - 国家の裁判権免除の放棄

1. 第2項の規定に従うことを条件として、条約第42条若しくは第43条に定める裁判所の裁判管轄からの免除の放棄又は条約に基づく物件に関連する権利及び利益の実行に関する免除の放棄は、拘束力を有し、かつ、そのような裁判管轄又は民事執行の他の条件が満たされた場合は、裁判管轄を定め、又は民事執行を可能にするものとする。

2. 前項に基づく放棄は、書面により、かつこの議定書第V条第1項によって規定された物件の記述を含むものでなければならない。

### 第V章

## 他の条約との関係

### 第 XXII 条 - 国際ファイナンス・リースに関するユニドロワ条約との関係

鉱業物件、農業物件及び建設業物件に適用される可動物件の国際担保権に関する条約は、この議定書の規律する事項につき国際ファイナンス・リースに関するユニドロワ条約と抵触する限度で、両方の条約の締約国間において、国際ファイナンス・リースに関するユニドロワ条約に優先して適用する。

## 第 VI 章

### 最終規定

#### 第 XXIII 条 - 署名、批准、受諾、承認又は加入

1. この議定書は、2019年11月11日から2019年11月22日までプレトリアで開催された鉱業物件、農業物件及び建設業物件に固有の事項に関する可動物件の国際担保権に関する条約の議定書を採択するための外交会議に参加した国による署名のために、2019年11月22日にプレトリアにおいて開放する。2019年11月22日の後は、この議定書は、第 XXV 条に従ってその効力を生ずるまでローマにある私法統一国際協会（UNIDROIT）の本部において、すべての国による署名のため開放しておく。
2. この議定書は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。
3. 署名国でないすべての国は、いつでもこの議定書に加入することができる。
4. 批准、受諾、承認又は加入は、その旨の正式文書を寄託者に寄託することにより効力を生ずる。
5. 条約の締約国であるか、又はその締約国とならない限り、この議定書の締約国になることはできない。

#### 第 XXIV 条 - 地域的な経済統合のための機関

1. 複数の主権国家で構成され、この議定書が規律する特定の事項に対して権限を有する地域的な経済統合のための機関もまたこの議定書の署名、受諾、承認又は加入をすることができる。この場合、地域的な経済統合のための機関は、この議定書が規律する事項に対して権限を有する限度において、締約国としての権利を有し、義務を負う。この議定書において締約国の数が意味を持つ場合は、地域的な経済統合のための機関を締約国であるその構成国に追加して締約国として数えてはならない。
2. 地域的な経済統合のための機関は、署名、受諾、承認又は加入の時に、寄託者に対して、この議定書が規律する事項のうち当該機関の構成国が権限を同機関に委譲している事項について特定した宣言を行わなければならない。地域的な経済統合のための機関は、この項に基づく宣

言に特定された権限の配分に、新たな権限の委譲その他の変更があったときは、すみやかにそれを寄託者に通報しなければならない。

3. この議定書における「締約国」は、文脈上必要な場合には「地域的な経済統合のための機関」と読み替えるものとする。

#### 第 XXV 条 - 発効時期

1. この議定書は、(a)号に規定する文書を寄託した国の間で、次のうちいずれか遅い方の日から効力を生ずる。

(a)第 5 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日から 3 箇月の期間が満了する月の翌月の初日

(b)国際登録簿が完全に稼働していることを確認する証明書を監督機関が寄託者に寄託した日

2. その他の国については、この議定書は、次のうちいずれか遅い方の日が属する月の翌月の初日から効力を生ずる。

(a) 当該国の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日から 3 箇月の期間が満了する日

(b) 前項(b)号に規定する日

#### 第 XXVI 条 - 地域

1. 締約国は、この議定書が対象とする事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する場合には、批准、受諾、承認又は加入の時に、この議定書を自国の領域内のすべての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、いつでも別の宣言をすることにより、その宣言を修正することができる。

2. そのような宣言は、寄託者に通報するものとし、この議定書が適用される地域を明示する。

3. 締約国が第 1 項に基づく宣言を行わない場合には、この議定書は、当該国のすべての地域について適用する。

4. 締約国がこの議定書を一又は二以上の地域について適用するときは、この議定書に基づき認められる宣言は地域ごとに行うことができるものとし、かつ一の地域について行われた宣言は他の地域について行われた宣言と異なってもよい。

5. この議定書が第 1 項の規定に基づく宣言により締約国の一又は二以上の地域に適用される場合は、

(a) 債務者は、条約及びこの議定書が適用される地域において効力を有する法に基づき設立若しくは組織されているとき又はその登記上の事務所若しくは法令上の所在地、営業の中心地、営業所若しくは常居所が条約及びこの議定書が適用される地域にあるときのみ、締約国に所在するものとみなす。

(b) 締約国における物件の所在地は、条約及びこの議定書が適用される地域における物件の所

在地と読み替える。

(c) 締約国における行政当局は、条約及びこの議定書が適用される地域において管轄を有する行政当局を指すものと解釈する。

(d) 第 XII 条第 4 項の適用上、ディーラーは、条約及びこの議定書が適用される地域にその営業所があるとき、ディーラーが二以上の営業所を有する場合にはその主たる営業所があるときに、締約国に所在するものとみなす。

### 第 XXVII 条 - 経過規定

農業物件、建設業物件及び鉱業物件との関係において、条約第 60 条は、次の各号のとおり変更する。

(a) 第 2 項(a)号を以下によって置き換える。

「(a) 「条約が効力を発生する日」とは、債務者との関係において、次のうち最も遅い時点をいう。

1. 条約が効力を生ずる時
2. 当該権利又は利益が創設され又は発生した時に債務者が所在する国が締約国となる時
3. その国において現に存する権利又は利益の対象である物件が議定書の適用を受けることとなった時」

(b) 第 3 項を以下によって置き換える。

「3. 締約国は、第 1 項に基づく宣言において、その国に債務者が所在していた時になされた契約に基づき成立した現に存する権利又は利益について、議定書によって変更又は追加されたこの条約第 29 条、第 35 条及び第 36 条が、宣言に明記された範囲及び方法に従って適用される日（宣言が効力を発生する日から 3 年以上かつ 10 年以下が経過した日でなければならない。）を明示することができる。その国の法に基づく権利又は利益の順位は、適用可能である限り、その権利又は利益が宣言に示された期間を経過する以前に国際登録簿に登録されている場合には、他の権利又は利益がそれよりも前に登録されていたか否かにかかわらず、継続する。」

(c) 以下の項を追加する。

「4. 第 3 項の適用上、その国において鉱業物件、農業物件及び建設業物件に適用される可動物件の国際担保権に関する条約の議定書が、この議定書第 XXXV 条及び第 XXXVI 条に基づいてその国において適用されることとなる物件の上に現に存する権利又は利益に関する宣言は、この議定書が当該物件に適用される時に効力を発生する。」

### 第 XXVIII 条 - 特定の規定に関する宣言

1. 締約国は、この議定書の批准、受諾、承認又は加入の時に、第 VI 条若しくは第 XI 条又は両方の規定を適用することを宣言することができる。
2. 締約国は、この議定書の批准、受諾、承認又は加入の時に、この議定書第 IX 条の全部又は

一部を適用することを宣言することができる。締約国がその宣言を行った場合は、第 IX 条第 2 項で要求される期間を指定しなければならない。

3. 締約国は、この議定書の批准、受諾、承認又は加入の時に、第 X 条を適用することを宣言することができる。この場合、第 X 条を適用する倒産手続の種類があれば、その種類を指定しなければならない。この項に基づいて宣言を行う締約国は、第 X 条で要求される期間を指定しなければならない。

4. 締約国は、この議定書の批准、受諾、承認又は加入の時に、第 XII 条を適用することを宣言することができる。

5. この議定書に基づいて行われた宣言は、この議定書が適用される物件の全体について適用する。

6. 第 VII 条に定めるいずれかの選択肢に関する宣言を行う締約国は、この議定書が適用される物件の全体について同一の選択肢を選択しなければならない。

7. 締約国の裁判所は、主たる倒産管轄国である締約国が行った宣言に従って第 X 条を適用する。

#### **第 XXIX 条 - 条約に基づく宣言**

第 39 条、第 40 条、第 50 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 57 条、第 58 条及び第 60 条に基づいて行われた宣言その他の条約に基づいて行われた宣言は、別段の表示がない限り、この議定書の下でも行われたものとみなす。

#### **第 XXX 条 - 留保及び宣言**

1. この議定書に対しては、いかなる留保も認められない。ただし、第 II 条、第 VII 条、第 VIII 条、第 XXVI 条、第 XXVIII 条、第 XXIX 条、及び第 XXXI 条により認められる宣言は、これらの規定に従って行うことができる。

2. この議定書に基づいて行われた宣言、事後的宣言又は宣言の撤回は、寄託者に対し書面により通報しなければならない。

#### **第 XXXI 条 - 事後的宣言**

1. 締約国は、条約第 60 条に基づき第 XXIX 条に従って行われる宣言を除くほか、この議定書がその国について効力を生ずる日以降いつでも、寄託者に通報することにより、事後的宣言を行うことができる。

2. 事後的宣言は、寄託者が通報を受領した日から 6 箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。その通報において宣言が効力を生ずるためのより長期の期間が記載されている場合は、その宣言は寄託者が通報を受領した日からその期間が満了した時に効力を生ずる。

3. 前各項の規定にかかわらず、この議定書は、事後的宣言が効力を生ずる日より前に成立した

すべての権利及び利益との関係では、そのような事後的宣言が行われていないものとして適用する。

#### 第 XXXII 条 - 宣言の撤回

1. この議定書に基づく宣言（条約第 60 条に基づき第 XXIX 条に従ってなされた宣言を除く。）を行った締約国は、寄託者に通報することによりいつでもこれを撤回することができる。そのような撤回は、寄託者が通報を受領した日から 6 箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。
2. 前項の規定にかかわらず、この議定書は、撤回が効力を生ずる日より前に成立したすべての権利及び利益との関係では、そのような撤回が行われていないものとして適用される。

#### 第 XXXIII 条 - 廃棄

1. いずれの締約国も、寄託者に対する書面による通告により、この議定書を廃棄することができる。
2. 廃棄は、寄託者が通告を受領した日から 12 箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。
3. 前各項の規定にかかわらず、この議定書は、当該廃棄が効力を生ずる日より前に成立したすべての権利及び利益との関係では、そのような廃棄が行われていないものとして適用する。
4. 第 II 条に基づき、議定書が一又は二の附属書に適用されないと宣言する締約国の事後的宣言は、その附属書との関係において、議定書を破棄したものとみなす。

#### 第 XXXIV 条 - 運用検討会議、改正及び関連事項

1. 寄託者は、監督機関と協議の上、毎年又は事情に応じて異なる時期に、議定書によって変更された条約において設立された国際的制度の実際の運用の態様について、締約国に向けて報告書を作成しなければならない。この報告書の作成にあたり、寄託者は、国際登録システムの作動に関する監督機関の報告書をしん酌しなければならない。
2. 締約国の四分の一以上から要請がある場合、寄託者は、監督機関と随時協議の上、次の各号を検討するための締約国運用検討会議を招集しなければならない。
  - (a) この議定書により変更された条約の実際の運用並びにその規定が適用される物件の資産担保金融及びリースを促進する上での有効性。
  - (b) 裁判所によるこの議定書及び諸規則の規定の解釈及び適用。
  - (c) 国際登録システムの作動、登録機関の実績及び監督機関による監督の状況。なお、この号の検討は、監督機関の報告書をしん酌して行う。
  - (d) この議定書（附属書を含む。）又は国際登録簿に関連する取決めの改正が望ましいかどうか。

3. この条におけるこの議定書の改正は、前項に規定する会議に参加した締約国の少なくとも三分の二によって承認されなければならない。この改正は、その効力の発生に関する第 XXV 条の規定に従って 5 箇国が批准、受諾又は承認した時に、当該改正を批准、受諾又は承認した国との関係で効力を生ずる。

#### 第 XXXV 条 - 統一システムの改訂に伴う附属書の統一システム番号に対する補正

1. 統一システムの改訂の受諾により、附属書に列挙された統一システム番号のうちこの改訂によって影響を受けた可能性のあるものにつき、寄託者は世界関税機構及び監督機関に対して協議をしなければならない。
2. 統一システムの改訂の受諾後 3 箇月以内に、寄託者は、すべての締約国に対して、統一システムの改訂の通知を送付しなければならない。この通知は、附属書の統一システム番号が改訂によって影響を受けるか否かについて記載し、また附属書が統一システムとの整合性を維持し、かつ統一システムの改訂によって生ずる物件への議定書の適用に関する変更を最小限に抑えるために必要とされる附属書の統一システム番号に対する補正を提案しなければならない。この通知は、第 3 項に基づいて寄託者提案に対する異議を申し立てる期限を指定しなければならない。
3. 寄託者提案によって提案された附属書の統一システム番号に対する各調整は、前項の期間内になされた場合、寄託者が、統一システムの改訂から 9 箇月以内に締約国の三分の一以上から提案された補正に対する異議を受領したときを除き、締約国によって採択されたものとみなす。異議は、対象となる補正を特定してなされ、その補正の全体に及ばなければならない。
4. 寄託者は、前項の期間内に、提案された補正に対して、締約国の三分の一以上から異議を受領した場合、その補正について検討するために締約国会議を招集する。寄託者は、前項の期間の満了後 3 箇月以内に会議を招集するよう努めるものとする。
5. 前項に基づいて招集された会議に参加する締約国は、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。合意に達しない場合は、その補正は、その会議に参加しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決により承認されたときにのみ採択される。第 7 項及び第 8 項の規定に従うことを条件として、締約国会議における合意及び決定はすべての締約国を拘束する。
6. 第 3 項の期間の満了、又は第 4 項に基づく締約国会議が招集されたときはその終了の後、寄託者は、すべての締約国に対し、提案された補正のうちいずれが採択され、いずれが採択されなかったかを記載した通知を送付する。第 7 項及び第 8 項の規定に従うことを条件として、採択された補正は、寄託者が採択された補正に関する通知を送付した日又は統一システムの改訂が効力を生ずる日のいずれか遅い日から 12 箇月で効力を生ずる。
7. 実行期間中、締約国は、その実行期間が満了する 30 日前までに寄託者が受領する通知によって、その締約国との関係において、補正が効力を生ずる日を 6 箇月間延長することができる。締約国は、その後、現在の期間が満了する 30 日前までに寄託者が受領する通知によって、補正



が効力を生ずる日につき、連続して6箇月間延長することができる。

8. 実行期間中、又は前項に規定するその後の6箇月の延長の期間中に、締約国は、実行期間又はその後の期間が満了する30日前までに寄託者が受領する通知によって、その国との関係において、効力を発生しない一又は二以上の附属書の統一システム番号に対する補正を指定することができる。その旨を寄託者に通知した締約国は、その後いつでも、寄託者に対する通知によって、一又は二以上の補正に関する、この項における通知を取り下げることができる。この場合、当該補正は、その国との関係において、寄託者が通知を受領した日から30日で効力を生ずる。

9. 新たな締約国は、第3項に基づく異議を申し立てる権利、第4条及び第5条に基づいて会議に参加し投票する権利、第7条に基づいて期日を延長する権利、並びに前項に基づいて通知を送付する権利その他のこの条における締約国としての権利及び便益を有する。ただし、新たな締約国は、この条に基づく措置をとる場合に他の締約国に与えられた残存期間に限られる。

10. 条約第60条及びこの議定書第XXVII条の規定に従うことを条件として、この条における附属書の統一システム番号に対する補正は、その補正が効力を生ずる日以前に発生した権利及び利益に対して影響を及ぼすものではない。

#### 第XXXVI条 - 附属書に対する修正

1. この条は、第XXXV条によって規律された附属書の統一システム番号に対する補正以外の附属書に対する修正に適用する。

2. この議定書が効力を生じた後いつでも、寄託者は、締約国提案を受領した場合、第3項又は第5項において規定された時に、すべての締約国にその締約国提案の通知を送付しなければならない。通知は、その提案によって影響を受ける統一システム番号があるときはそれを指定し、提案された附属書に対する各修正を記載しなければならない。この通知は、第4項又は第5項に基づいてその締約国提案に対して異議を申し立てる期限を指定しなければならない。

3. 第5項の規定に従うことを条件として、寄託者が、第XXXV条第2項に基づく寄託者提案を締約国に送付する時は、寄託者は、寄託者が受領した各締約国提案で、まだ締約国に送付されていないものの通知も送付しなければならない。

4. 第5項の規定に従うことを条件として、前項の締約国提案によって提案された附属書に対する各修正は、第XXXV条第3項で規定する異議を申し立てる期間中に、寄託者が締約国の四分の一以上からその提案された修正に対する異議を受領したときを除き、締約国によって採択されたものとみなす。異議は、対象となる修正を特定してなされ、その修正の全体に及ばなければならない。

5. 寄託者はその裁量により、締約国に対して、第3項に定められた時以外の時においても、寄託者が受領した各締約国提案の通知で、まだ締約国に送付されていないものを送付することができる。この場合、締約国提案によって提案された附属書に対する各修正は、寄託者が締約国の四分の一以上から、その提案に示された期間内に、その提案された修正に対する異議を受領

したときを除き、締約国によって採択されたものとみなす。通知に示される期間は、寄託者が直近の締約国提案を受領した時から 9 箇月を下回らない期間でなければならない。異議は、対象となる修正を特定してなされ、その修正の全体に及ばなければならない。

6. 寄託者は、第 4 項又は第 5 項に規定された期間内に締約国の四分の一以上から異議を受領した場合、その修正を検討するために締約国会議を招集する。寄託者は、第 4 項又は第 5 項の期間の満了後 3 箇月以内に会議を招集開催するよう努めるものとする。

7. 前項に基づいて招集された会議に参加する締約国は、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。合意に達しない場合は、その修正は、その会議に参加しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決により承認されたときにのみ採択される。第 9 項及び第 10 項の規定に従うことを条件として、締約国会議における合意及び決定はすべての締約国を拘束する。

8. 第 4 項若しくは第 5 項の期間の満了、又は第 6 項に基づく締約国会議が招集されたときはその終了の後、寄託者は、すべての締約国に対し、提案された修正のうちいずれが採択され、いずれが採択されなかったかを記載した通知を送付する。第 9 項及び第 10 項の規定に従うことを条件として、採択された修正は、寄託者が採択された修正に関する通知を送付した日から 12 箇月で効力を生ずる。

9. 実行期間中、締約国は、その実行期間が満了する 30 日前までに寄託者が受領する通知によって、その締約国との関係において、修正が効力を生ずる日を 6 箇月間延長することができる。締約国は、その後、現在の期間が満了する 30 日前までに寄託者が受領する通知によって、効力の発生を連続して 6 箇月間延長することができる。

10. 実行期間中、又は前項に規定するその後の 6 箇月の延長の期間中に、締約国は、実行期間又はその後の期間が満了する 30 日前までに寄託者が受領する通知によって、その国との関係で効力を発生しない一又は二以上の附属書に対する修正を指定することができる。その旨を寄託者に通知した締約国は、その後いつでも、寄託者に対する通知によって、一又は二以上の修正に関するこの項における通知を取り下げることができる。この場合、当該修正は、その国との関係において、寄託者が通知を受領した日から 30 日で効力を発生する。

11. 新たな締約国は、第 4 項及び第 5 項に基づく異議を申し立てる権利、第 6 条及び第 7 条に基づいて会議に参加し投票する権利、第 9 条に基づいて期日を延長する権利、並びに前項に基づいて通知を送付する権利その他のこの条における締約国としての権利及び便益を有する。ただし、新たな締約国は、この条に基づく措置をとる場合に他の締約国に与えられた残存期間に限られる。

12. 条約第 60 条及びこの議定書第 XXVII 条の規定に従うことを条件として、この条における附属書に対する修正は、その修正が効力を生ずる日以前に発生した権利及び利益に対して影響を及ぼすものではない。

## 第 XXXVII 条 - 寄託者及びその任務

1. 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、私法統一国際協会（UNIDROIT）に寄託されなければならない。UNIDROIT はここに寄託者として指名される。

2. 寄託者は次の各号の任務を行う。

(a) すべての締約国に対し次の項目を通知すること。

(i) 新たな署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の事実及び日付

(ii) 第 XXV 条第 1 項(b)号に規定する証明書の寄託の日付

(iii) この議定書が効力を生ずる日

(iv) この議定書に従い宣言が行われた事実及び日付

(v) 宣言の撤回又は変更が行われた事実及び日付

(vi) この議定書の廃棄が通告される場合、その事実及び日付並びにそれが効力を生ずる日

(b) 認証されたこの議定書の真正な写しをすべての締約国に送付すること。

(c) 監督機関及び登録機関に対して、批准書、受諾書、承認書又は加入書の写し及びその寄託日、宣言、宣言の撤回又は宣言の変更を行う文書の写し及びそれらの日並びに廃棄を通告する文書の写し及びその通告の日を提供することにより、それらの文書に含まれる情報を容易かつ全面的に利用可能とすること。

(d) 監督機関及び登録機関に対し、第 XXXV 条及び第 XXXVI 条に基づいて進行中の手続及びその結果を通知すること。

(e) 新たな締約国に対し、第 XXXV 条及び第 XXXVI 条に基づいて進行中の手続を通知すること。

(f) 第 XXXIV 条、第 XXXV 条及び第 XXXVI 条に規定する附属書の改正に関連した任務を行うこと。

(g) その他寄託者が通例行う任務を行うこと。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

2019 年 11 月 22 日にプレトリアで、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。なお、そのような真正性は、この会議の議長の権限のもこの会議の事務局が本日から 90 日以内に行う、各言語版相互の適合性の確認時に効力を生ずる。

## 附属書 1 — 鉱業物件

第 II 条に照らし、条約は、この附属書の統一システム番号に該当する鉱業物件に適用する。

820713: 手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押し出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。） — 削岩用又は土壌せん孔用の工具 — 作用する部分にサーメットを使用したもの

842831: その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー） — その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。） — 地下で使用するために特に設計したもの

842911: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — ブルドーザー及びアングルドーザー — 無限軌道式のもの

842919: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — ブルドーザー及びアングルドーザー — その他のもの

842920: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — 地ならし機

842951: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー — フロントエンド型ショベルローダー

842952: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー — 上部構造が 360 度回転するもの

842959: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー — その他のもの

843010: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — くい打ち機及びくい抜き機

843031: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機 — 自走式のもの

843039: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機 — その他のもの

843041: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、

鉍物用又は鉍石用のものに限る。)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他のせん孔用又は掘削用の機械 — 自走式のもの

843049: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉍物用又は鉍石用のものに限る。)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他のせん孔用又は掘削用の機械 — その他のもの

843050: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉍物用又は鉍石用のものに限る。)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他の機械(自走式のものに限る。)

843061: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉍物用又は鉍石用のものに限る。)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他の機械(自走式のものを除く。) — 突固め用機械

843069: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉍物用又は鉍石用のものに限る。)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他の機械(自走式のものを除く。) — その他のもの

847410: 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機(固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉍石その他の鉍物性物質の処理用のものに限る。)、凝結機及び成形機(固体鉍物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉍物性物品の処理用のものに限る。)並びに鋳物用砂型の造型機 — 選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機

847420: 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機(固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉍石その他の鉍物性物質の処理用のものに限る。)、凝結機及び成形機(固体鉍物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉍物性物品の処理用のものに限る。)並びに鋳物用砂型の造型機 — 破碎機及び粉碎機

847431: 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機(固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉍石その他の鉍物性物質の処理用のものに限る。)、凝結機及び成形機(固体鉍物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉍物性物品の処理用のものに限る。)並びに鋳物用砂型の造型機 — 混合機及び捏和機 ———— コンクリート又はモルタルの混合機

870130: トラクター(第 87.09 項のトラクターを除く。) — 無限軌道式トラクター

870192: トラクター(第 87.09 項のトラクターを除く。) — その他のもの ——— エンジン出力が 18 キロワットを超え 37 キロワット以下のもの

870193: トラクター(第 87.09 項のトラクターを除く。) — その他のもの ——— エンジン出力が 37 キロワットを超え 75 キロワット以下のもの

870194: トラクター(第 87.09 項のトラクターを除く。) — その他のもの ——— エンジン出力が 75 キロワットを超え 130 キロワット以下のもの

870195: トラクター(第 87.09 項のトラクターを除く。) — その他のもの ——— エンジン出力が 130 キロワットを超えるもの

870410: 貨物自動車 - ダンプカー (不整地走行用に設計したものに限る。)

## 附属書 2 - 農業物件

第 II 条に照らし、条約は、この附属書の統一システム番号に該当する農業物件に適用する。

842449: 噴射用、散布用又は噴霧用の機器 (液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器 (消火剤を充填してあるかないかを問わない。)、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 - 農業用又は園芸用の噴霧器 - - - - その他のもの

842482: 噴射用、散布用又は噴霧用の機器 (液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器 (消火剤を充填してあるかないかを問わない。)、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 - 農業用又は園芸用の噴霧器 - - - - 農業用又は園芸用のもの

842911: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。) - ブルドーザー及びアングルドーザー - - - - 無限軌道式のもの

842919: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。) - ブルドーザー及びアングルドーザー - - - - その他のもの

842920: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。) - 地ならし機

842930: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。) - スクレーパー

842940: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。) - 突固め用機械及びロードローラー

842951: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。) - メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー - - - - フロントエンド型ショベルローダー

842952: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。) - メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー - - - - 上部構造が 360 度回転するもの

842959: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。) - メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー - - - - その他のもの

843049: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械 (土壌用、

鉋物用又は鉋石用のものに限る。)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他のせん孔用又は掘削用の機械 — その他のもの

843050: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉋物用又は鉋石用のものに限る。)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他の機械(自走式のものを除く。)

843210: 農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラープラウ

843221: 農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー — ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー — ディスクハロー

843229: 農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー — ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー — その他のもの

843231: 農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー — 播種機、植付け機及び移植機 — 不耕起栽培用の播種機、植付け機及び移植機

843239: 農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー — 播種機、植付け機及び移植機 — その他のもの

843241: 農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー — 肥料散布機 — 堆肥散布機

843242: 農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー — 肥料散布機 — 施肥機

843320: 収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベラーを含む。)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第 84.37 項の機械を除く。) — その他の草刈機(トラクター装着用のカッターバーを含む。)

843330: 収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベラーを含む。)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第 84.37 項の機械を除く。) — その他の乾草製造用機械

843340: 収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベラーを含む。)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第 84.37 項の機械を除く。) — わら用又は牧草用のベラー(ピックアップベラーを含む。)

843351: 収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベラーを含む。)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第 84.37 項の機械を除く。) — その他の収穫機及び脱穀機 — コンバイン

843353: 収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベラーを含む。)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第 84.37 項の機械を除く。) — その他の収穫機及び脱穀機 — 根菜類又は塊茎の収穫機

843359: 収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベラーを含む。)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第 84.37 項の機械を除く。) — 芝生用、公園用又は運動場用の草刈機 — その他のもの

843360: 収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第 84.37 項の機械を除く。）－ 卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械

843410: 搾乳機及び酪農機械－搾乳機

843680: その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器－その他の機械

843710: 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）－種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械

870130: トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）－無限軌道式トラクター

870192: トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）－その他のもの——エンジン出力が 18 キロワットを超え 37 キロワット以下のもの

870193: トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）－その他のもの——エンジン出力が 37 キロワットを超え 75 キロワット以下のもの

870194: トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）－その他のもの——エンジン出力が 75 キロワットを超え 130 キロワット以下のもの

870195: トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）－その他のもの——エンジン出力が 130 キロワットを超えるもの

870410: 貨物自動車－ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）

871620: トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品－農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）

### 附属書 3－建設業物件

第 II 条に照らし、条約は、この附属書の統一システム番号に該当する建設業物件に適用する。

820713: 手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押し出し用のダイス及び削岩用又は土壤せん孔用の工具を含む。）－削岩用又は土壤せん孔用の工具——作用する部分にサーメットを使用したもの

841340: 液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター－コンクリートポンプ

842620: デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック－タワークレーン

842641: デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック－その他の機械（自走式のものに限る。）——タイヤ付きのもの

842649: デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドル



キャリア及びクレーンを装備した作業トラック — その他の機械（自走式のものに限る。） — その他のもの

842911: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — ブルドーザー及びアングルドーザー — 無限軌道式のもの

842919: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — ブルドーザー及びアングルドーザー — その他のもの

842920: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — 地ならし機

842930: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — スクレーパー

842940: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — 突固め用機械及びロードローラー

842951: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー — フロントエンド型ショベルローダー

842952: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー — 上部構造が 360 度回転するもの

842959: ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。） — メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー — その他のもの

843010: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉋物用又は鉋石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — くい打ち機及びくい抜き機

843031: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉋物用又は鉋石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機 — 自走式のもの

843039: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉋物用又は鉋石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機 — その他のもの

843041: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉋物用又は鉋石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他のせん孔用又は

掘削用の機械 —— 自走式のもの

843049: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉍物用又は鉍石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他のせん孔用又は掘削用の機械 —— その他のもの

843050: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉍物用又は鉍石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他の機械（自走式のものに限る。）

843061: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉍物用又は鉍石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他の機械（自走式のものを除く。） —— 突固め用機械

843069: その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉍物用又は鉍石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 — その他の機械（自走式のものを除く。） —— その他のもの

847410: 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉍石その他の鉍物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉍物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉍物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機 — 選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機

847420: 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉍石その他の鉍物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉍物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉍物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機 — 破碎機及び粉碎機

847431: 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉍石その他の鉍物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉍物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉍物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機 — 混合機及び捏和機 —— コンクリート又はモルタルの混合機

847432: 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉍石その他の鉍物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉍物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉍物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機 — 混合機及び捏和機 —— 鉍物性物質とビチューメンとの混合機

847910: 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。） — 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械

847982: 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。） — その他の機械類 —— 混合用、捏和用、破碎用、粉碎用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械

- 870130: トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）－ 無限軌道式トラクター
- 870192: トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）－ その他のもの —— エンジン出力が 18 キロワットを超え 37 キロワット以下のもの
- 870193: トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）－ その他のもの —— エンジン出力が 37 キロワットを超え 75 キロワット以下のもの
- 870194: トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）－ その他のもの —— エンジン出力が 75 キロワットを超え 130 キロワット以下のもの
- 870195: トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。）－ その他のもの —— エンジン出力が 130 キロワットを超えるもの
- 870410: 貨物自動車－ ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）
- 870510: 特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）－ クレーン車
- 870540: 特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）－ コンクリートミキサー車